

伊達市連合自治会協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 役員等（第3条－第6条）
- 第3章 会議（第7条－第10条）
- 第4章 委員会（第11条－第14条）
- 第5章 顕彰（第15条－第20条）
- 第6章 会計（第21条－第23条）
- 第7章 慶弔（第24条）
- 第8章 個人情報（第25条）
- 第9章 事務局（第26条・第27条）
- 第10章 補則（第27条）

第1章 総則

（設置）

第1条 伊達市内に存する自治会及び連合自治会は、多様な地域活動が多くの人々の参加によって活発に展開される心のふれあう明るく住みよいまちづくりの推進を目的として、伊達市連合自治会協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 協議会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 自治会及び連合自治会の連絡調整
- (2) 自治会活動に関する調査研究
- (3) 研修会等の開催
- (4) 関係機関団体との連携及び協力
- (5) その他目的達成に必要な事業

第2章 役員等

（役員）

第3条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 理事は、連合自治会長をもって充てる。

3 会長及び副会長は、理事の互選によって選出し、総会の承認を得るものとする。

4 監事は、総会において代議員の中から選任する。

（任期）

第4条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じ補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、協議会の運営に関する事項を審議する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱するものとする。

第3章 会議

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、理事会及び正副会長会議とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 総会は、代議員制によるものとし、代議員は、自治会長をもって充てる。ただし、自治会長が連合自治会長に選出された自治会は、当該自治会長を除いた会員の中から代議員を選出するものとする。

4 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

5 理事会及び正副会長会議は、必要に応じて会長が招集し、議事は会長がこれを進める。

(総会の成立要件等)

第8条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席代議員の過半数をもって決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会に出席することができない代議員は、議長に委任状を提出することにより、その権限を行使することができる。

(総会の議決を要する事項)

第9条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業報告及び事業計画の承認に関すること。
- (3) 決算及び予算の承認に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項。

(専決処分)

第10条 任期の途中において役員（第3条第1項第3号の理事を除く。）が欠けたことによって補選を行う場合、会長において臨時総会を招集するいとまがないと認めるときは、第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず、理事会において後任を決定することができる。

2 前項の規定によって決定された事項は、直近に招集される総会に報告しなければならない。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第11条 協議会の円滑な運営を図るため、専門委員会を置く。

(委員会委員の定数)

第12条 委員会委員の定数は、12名とする。

(委員会委員の選出方法)

第13条 委員会委員は、連合自治会長の推薦する者をもって充てる。

2 会長は、前項の規定によって推薦のあった委員を委嘱するものとする。

(任期)

第14条 委員会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じ補選された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 顕彰

(顕彰)

第15条 自治会活動若しくは連合自治会活動に寄与し又は功労のあった個人若しくは団体を顕彰する。

(顕彰の種類)

第16条 顕彰の種類は、表彰及び感謝とする。

2 顕彰は、表彰にあつては表彰状、感謝にあつては感謝状の贈呈によって行う。

(表彰)

第17条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して、会長が行う。

(1) 表彰基準日現在自治会の役員又は連合自治会の役員として役員在職期間を10年以上有し、その功績が顕著である個人

(2) 他の模範となる優秀な自治会活動を行い、その功績が顕著である自治会又は連合自治会
(表彰基準日及び期日)

第18条 表彰基準日は毎年3月31日とし、表彰はその年に招集される定期総会で行う。

(感謝)

第19条 感謝は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して、会長が行う。

(1) 自治会又は連合自治会活動に社会奉仕の精神で寄与し、他の模範となる個人又は団体

(2) 自治会又は連合自治会活動に経済的又はその他の方法によって寄与した個人又は団体

2 感謝状の贈呈は、第18条の表彰期日に併せて行う。

(顕彰選考委員会)

第20条 第15条の被顕彰者を選考するため、顕彰選考委員会を置く。

2 顕彰選考委員会は、会長、副会長、理事及び総務委員会委員長をもって構成する。

3 顕彰選考委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長は会長がこれにあたる。

第6章 会計

(会計)

第21条 協議会の会計は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第23条 協議会の会費の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 連合自治会にあつては、年額3,000円とする。

(2) 自治会にあつては、毎年4月1日現在の当該自治会の加入世帯数を基礎とし、下表左欄に掲げる加入世帯数の区分ごとに右欄に掲げる額を年会費の額とする。

加入世帯数	会費の額
50世帯以下	1,000円
51世帯以上100世帯以下	1,200円
101世帯以上200世帯以下	1,400円
201世帯以上300世帯以下	1,800円
301世帯以上400世帯以下	2,200円
401世帯以上	2,800円

第7章 慶弔

(慶弔)

第24条 現職の自治会長又は連合自治会長が死亡したときは、香典及び弔電をもって弔意を表すものとする。

第8章 個人情報

(個人情報の管理等)

第25条 本協議会が自治会・連合自治会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、次のとおり適正に運用するものとする。

- (1) 個人情報の取扱方法は、総会、理事会等を通じて会員に周知する。
- (2) 個人情報とは、会長に提出された次の事項を記したものとする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所
 - オ 電話番号
- (3) 取得した個人情報は、自治会・連合自治会活動以外での利用を行わない。
- (4) 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が鍵のかかる場所に保管し、適正に管理する。
- (5) 個人情報は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供してはならない。

第9章 事務局

(事務局)

第26条 協議会の事務局は、伊達市役所内に置く。

(事務局職員)

第27条 協議会の事務を処理するため事務局に次の職員を置き、会長が指名する。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局員 若干名
- 2 事務局長は、会長の命を受けて事務を掌理する。
 - 3 事務局員は、事務局長の命を受けて事務を処理する。

第10章 補則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月23日から施行する。